

パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



八幡市
YAWATA CITY

目次

1	パートナーシップ宣誓をお考えのみなさま.....	1
	パートナーシップ宣誓制度とは	1
	宣誓することができる人	2
2	パートナーシップ宣誓の手続きの流れ	3
	宣誓日時の事前予約	3
	宣誓日の当日	3
	宣誓に必要な書類(チェックリスト)	4
	宣誓書の受領を証明するもの	5
3	宣誓後の届出等について	6
	宣誓書受領証等の再交付	6
	宣誓書受領証等の返還	6
	自治体間連携ネットワークについて	7
4	よくある質問	9
5	参考資料	12

1 パートナーシップ宣誓をお考えのみなさまへ

パートナーシップ宣誓制度とは

八幡市は、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すことを目的に、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

この制度は、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを市長に宣誓し、市長が受領証等を交付するものです。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、八幡市として、この制度の導入により、市民や事業者のみなさまへ、性の多様性や性的少数者（性的マイノリティ）の方々に関する理解と共感が広まることにより、お二人が生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。



宣誓することができる人

一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が対象です。

具体的には、戸籍上同性のカップルに限らず、同性のカップルの中には、一方がトランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより、戸籍上は異性のカップルという例もあるため、様々なケースの性的少数者（性的マイノリティ）のお二人が対象となります。

パートナーシップ宣誓をするには、以下の(1)から(5)の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) お二人が、どちらも成年に達していること
- (2) 少なくとも、いずれか一方が、現に八幡市民であること
- (3) お二人が、どちらも現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係を含む）していないこと

※ これを証明する書類が必要です（詳しくは、4ページを見てください）。

※ 海外で同性婚をしているお二人の場合も、宣誓できます。

- (4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと
- ※ 同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣誓・登録等をしている方は宣誓できません。

- (5) お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

※ 宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合については、宣誓することができます。



2 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ

※八幡市では、宣誓を希望されるお二人のプライバシー保護の観点から事前に十分に意向をお聞きし、お二人に寄り添った対応をいたします。

＜来庁による宣誓の流れ＞

宣誓日時の手前予約

- 宣誓を希望する日の7日前（土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）までに、予約をしてください。
- 電話、FAX 又はメールで予約をしてください。

予約連絡先 市民生活部人権政策課

電話 075-981-3127 平日の9時～17時（12時～13時除く）

FAX 075-983-4545

メール jinken@mb.city.yawata.kyoto.jp

- 予約の連絡をいただいた後、八幡市から「宣誓日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
※ 宣誓できる時間：平日の9時～16時（12時～13時を除く）

宣誓日の当日

- 予約した日時に、できればお二人そろってお越しください。
※ 来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。
- 宣誓に必要な書類（4ページ）を持って、お越しください。
- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で「パートナーシップ宣誓書」に署名し、職員に提出してください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。（※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。）
- 内容を審査し、適正と認められた場合には、宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」（以下「受領証等」という。）を交付します。
- 書類の不備等がなければ、原則として受領証等を即日交付します。ただし、パートナーシップ宣誓から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

<郵送による宣誓の流れ>

○ 事前に電話、FAX 又はメールにて人権政策課にご連絡のうえ、宣誓に必要な書類を郵送してください。 ※ 連絡先は、3 ページの「予約連絡先」を参照

※ ご連絡いただきました際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。

○ 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認し、八幡市の受領証等を返送いたします。（返送する住所に指定がある場合、宣誓書にその旨をご記入ください。）

※ 書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

○ 郵送先住所

〒614-8073 京都府八幡市八幡軸63番地

八幡市人権政策課（パートナーシップ宣誓制度担当） 宛

宣誓に必要な書類（チェックリスト）

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
宣誓書	様式第1号に自署していただきます。	1通	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	3箇月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号は省略したもの。	各1通 (同一世帯の場合は1通で可)	<input type="checkbox"/>
現に婚姻していないことを証明する書類	3箇月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書。(本籍地の市町村で取得できます。) 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する「配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)」と、その日本語訳文。	各1通	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券、運転免許証、その他官公署が発行する本人の顔写真が添付されたもの。 ※上記のものがない場合は、年金手帳、年金証書、など2点以上必要。	提示 (郵送時は写しの提出)	<input type="checkbox"/>
通称名を日常的に使用していることがわかる書類 (氏名とあわせて通称名の使用を希望する方のみ)	通称名を使用していることが客観的に分かる資料。 例) 社員証や学生証、法人が発行した証明書など	提示 (郵送時は写しの提出)	<input type="checkbox"/>
子との関係を確認することができる書類 (子の氏名の記載を希望する方のみ)	子との関係を確認することができる書類。 例) 住民票の写し、戸籍抄本など	1通	<input type="checkbox"/>

宣誓書の受領を証明するもの

<パートナーシップ宣誓書受領証（A4 サイズ）>

<パートナーシップ宣誓書受領証カード（運転免許証サイズ）>

（表面1）

（表面2）

（裏面1）※子の氏名を記載する場合

この受領証カードの提示を受けられた方へ

この制度は、八幡市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様へ理解と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】 生計を一にする子の氏名等（記載の希望がある場合）
 様 様
 （ 年 月 日生） （ 年 月 日生）

【特記事項】 戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等】（自由記載）

（裏面2）※子の氏名を記載しない場合

この受領証カードの提示を受けられた方へ

この制度は、八幡市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様へ理解と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】 戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等】（自由記載）

3 宣誓後の届出等について

宣誓書受領証等の再交付

氏名・通称名を変更した場合や、受領証の紛失、破損、汚損などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)を提出してください。再交付を行います。

- ※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は、返還してください。
- ※ 氏名・通称名を変更した場合は、それを証明できる書類を添付してください。
- ※ 住所変更は再交付の対象になりません。

宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓又は申告されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。

- ・ パートナーシップが解消されたとき
- ・ 一方又は双方が亡くなったとき
- ・ 双方が八幡市民ではなくなったとき
(八幡市から連携自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。詳しくは、次ページを参照ください。)
- ・ その他、宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき

自治体間連携ネットワークについて

八幡市と連携自治体との間で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、連携自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 八幡市から転出する場合

八幡市から連携自治体へ転出する場合、八幡市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

(2) 八幡市に転入する場合

- 連携自治体から八幡市に転入する場合は、改めて八幡市の宣誓書受領証等を発行します。
- 申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けております。

<来庁による申告の流れ>

① 申告日時 of 事前予約（予約先：市民生活部人権政策課）

- 申告を希望する日の 7 日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに、予約をしてください。
- 電話、FAX 又はメールで予約をしてください。（3 ページの「予約連絡先」を参照）
- 予約の連絡をいただいた後、八幡市から「申告日時、場所、必要書類等」の調整、確認のために連絡します。
- 来庁による申告日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
※ 申告できる時間：平日の9時～16時（12時～13時を除く）

② 申告日の当日

- 予約した日時に、申告に必要な書類（8ページ）を持って、お越しください。
※ お一人でも手続きは可能ですが、申告に必要な書類は、お二人分お持ちください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認します。
- 書類の不備等がなければ、原則として受領証等を即日交付します。ただし、申告から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

＜郵送による申告の流れ＞

○ 事前に電話、FAX 又はメールにて人権政策課にご連絡のうえ、申告に必要な書類を郵送してください。

※ 連絡先は、3 ページの「予約連絡先」を参照

※ 郵送先は、4 ページの「郵送先住所」を参照

※ ご連絡いただきました際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。

○ 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、八幡市の受領証等を返送いたします。（返送する住所に指定がある場合、申告書にその旨をご記入ください。）

※ 書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

申告に必要な書類（チェックリスト）

必要書類	説明等	提出枚数	チェック
継続申告書	様式第1号の2	1通	<input type="checkbox"/>
受領証等類似書類	転入前に交付を受けた受領証、受領証カード等	1通	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	少なくとも一方が転入したことがわかる3箇月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号は省略したもの。	各1通 (同一世帯の場合は1通で可)	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券、運転免許証、その他官公署が発行する本人の顔写真が添付されたもの。 ※上記のものがない場合は、年金手帳、年金証書、など2点以上必要。	提示 (郵送時は写しの提出)	<input type="checkbox"/>
通称名を日常的に使用していることがわかる書類 (氏名とあわせて通称名の使用を新たに希望する方のみ)	通称名を使用していることが客観的に分かる資料。 例) 社員証や学生証、法人が発行した証明書など	提示 (郵送時は写しの提出)	<input type="checkbox"/>
子との関係を確認することができる書類 (子の氏名の記載を新たに希望する方のみ)	子との関係を確認することができる書類。 例) 住民票の写し、戸籍抄本など	1通	<input type="checkbox"/>

【申告に係る注意事項】

八幡市から転入前の地方公共団体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますので、ご了承ください。

4 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A. 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、八幡市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 同性婚制度とは違うのですか？

A. 海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。八幡市が行うパートナーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q3 受領証等は、どのような場面で活用できますか？

A. 八幡市が、お二人の宣誓に受領証等を交付することで、お二人の気持ちに寄り添い、お二人が自分らしく、いきいきと生活されることを応援する制度であることを、広く知っていただき、制度とその趣旨への理解が深まり、性的少数者（性的マイノリティ）の方々の困難の解消につながる大切であると考えています。

市の制度では、市営住宅の入居申込等の時に、お二人が宣誓したパートナーであることを示すためにご使用いただけます。

今後も、証明書を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者等への性の多様性の理解と共感を広げ、性的少数者（性的マイノリティ）の方々の社会参加の促進につながるよう、取り組んでまいります。

Q4 海外で同性婚をしましたが、宣誓できますか？

A. 海外で同性婚しているお二人の場合も、宣誓できます。「現に婚姻していないことを証明する書類」は、3箇月以内に発行されたものに限ることや、海外の証明書である場合は、日本語訳の添付などが必要となりますので、事前にご相談ください。

Q5 宣誓できない「近親者」とは具体的にはどの範囲ですか？

A. 次の場合です。

- 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第 734 条）
祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- 直系姻族の間（民法第 735 条）
子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

- 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第 736 条）（ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。）

Q6 事実婚をしても宣誓できますか？

- A. 対象者は、性的少数者（性的マイノリティ）の方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的少数者（性的マイノリティ）の方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的少数者（性的マイノリティ）のお二人の関係性を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入しているものです。

Q7 同居していないと宣誓できませんか？

- A. 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、相互に責任をもって協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q8 通称名は使用できますか？

- A. 使用することができます。

ただし、受領証等が、手続き上の書類として使用されることを考慮し、通称名を使用する場合は、それぞれの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類をお持ちください。（確認後に返却します。）。

※ 社員証や学生証、法人が発行した証明書など

Q9 代理で宣誓できますか？

- A. 代理による宣誓はできません。郵送で受付をしておりますのでご利用ください。

Q10 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか？

- A. その場合は、代筆は可能です。個別の事情に応じて、職員が代筆するなど柔軟に対応します。

Q11 宣誓に費用はかかりますか？

- A. パートナーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は、自己負担となります。

Q12 宣誓時の住所から転居する場合、何らかの手続きが必要ですか？

A. 転居により、「双方が、八幡市民でなくなる」場合に限り、受領証等を返還する必要があります。

ただし、八幡市から連携自治体に転出する際に、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合は、返還の手続きは不要です。（詳しくは、7ページの「自治体間連携ネットワークについて」をご参照ください。）

Q13 受領証の有効期限はありますか？

A. 受領証等は、返還が必要にならない限り、有効です。

Q14 成りすましや偽装の悪用をされませんか？

A. 八幡市が宣誓を受けるときには、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証等を返却していただきます。

Q15 連携自治体から八幡市へ転入する予定ですが、転入前でも申告はできますか？

A. 転入前ではできません。申告は、転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただく必要があるためです。

ただし、転入前でも申告を行う日の予約は可能です。（予約日までに転入手続きをお済ませください。）

Q16 なぜ、郵送による宣誓・申告の場合も、事前に連絡が必要なのですか？

A. 書類の不備等が生じないよう、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで、手続きをスムーズに行えると考えています。

5 参考資料

【八幡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）】

（趣旨）

第1条 この要綱は、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向が必ずしも異性愛のみでない者又はジェンダーアイデンティティが出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。
- (4) 申告 本市の区域内への転入前に、本市が参画するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体（以下「連携自治体」という。）において、第8条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

（宣誓又は申告の対象者の要件）

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が、ともに民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が、現に本市の区域内に住所を有していること。
- (3) 双方が、ともに現に婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとし、又は連携自治体において宣誓その他これに類する行為（以下「宣誓等」という。）をした相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 宣誓しようとし、又は連携自治体において宣誓等をした者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようし、又は連携自治体において宣誓等をした者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次掲げる書類（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて、来庁又は

郵送により、市長に提出するものとする。ただし、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 独身証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（外国籍の場合は、独身証明書又はこれに相当する書類（外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。））

2 前項の宣誓を来庁により行う場合は、あらかじめ宣誓日を予約するものとする。

3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、来庁による宣誓にあっては次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求め、郵送による宣誓にあっては同書類の写しの提出を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する個人番号カード
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
（申告の方法）

第5条 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書（以下「申告書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申告しようとする者の一方又は双方が自ら記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告書の提出日以前3月以内に発行されたものに限る。）

2 前項の申告を来庁により行う場合は、あらかじめ申告日を予約するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、来庁による申告にあっては次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求め、郵送による申告にあっては同書類の写しの提出を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カード
- (2) 旅券（パスポート）
- (3) 運転免許証

- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、申告をしようとする本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書（以下「宣誓書等」という。）において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時又は申告時に提示するものとする。ただし、郵送による宣誓又は申告にあっては同書類の写しを提出するものとする。

(子の氏名の記入)

第7条 宣誓をしようとする者は、一方又は双方と生計を一にする未成年の子ども（実子又は養子をいう。以下「子」という。）の氏名について次条第1項に規定する受領証カードへの記載を希望する場合は、住民票の写し、戸籍抄本その他の当該子との関係を確認することができる書類を市長に提出することにより、当該子の氏名を宣誓書に記入することができる。

(受領証等の交付)

第8条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告がなされた場合において、当該宣誓又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該宣誓又は申告をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）を、宣誓書等の写しを添えて交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携自治体に通知するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）が、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書により申請することができる。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項に規定する申請があつたときは、受領証等を再交付することができる。

(受領証等の返還等)

第10条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者等の一方又は双方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難と市長が認める場合は、受領証等の添付を要しない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。(宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。)
- (4) その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項各号のいずれかに該当する宣誓又は申告は、無効とする。

4 市長は、宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

(周知啓発)

第11条 市長は、八幡市パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書等の保存及び登録簿の作成)

第12条 市長は、宣誓書等を提出された日から10年間保存するものとする。ただし、第10条の規定により受領証等の返還を受けた場合は、当該宣誓書等を廃棄するものとする。

2 市長は、第8条から第10条までの規定により受領証等の交付若しくは再交付を行い、又は返還された場合は、パートナーシップ宣誓又は申告の登録簿を作成し、必要に応じて宣誓又は申告に係る情報を記録するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 宣誓日などの調整その他必要な行為については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

八幡市パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和7年1月発行

八幡市 市民生活部 人権政策課

〒614-8073 京都府八幡市八幡軸 63 番地

TEL 075-981-3127 FAX 075-983-4545

メール jinken@mb.city.yawata.kyoto.jp